

愛川町監査委員公表第2号

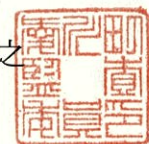
地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和7年10月6日

愛川町代表監査委員 齋藤千春



愛川町監査委員 阿部隆之



1 監査の種類

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項による監査）

2 監査の実施日

令和7年10月3日

3 監査対象課等

民生部高齢介護課、公益社団法人愛川町シルバー人材センター

4 監査の方法等

民生部高齢介護課における令和5年度から令和6年度の「シルバー人材センター事業補助金」に係る財務等に関する事務の執行状況、並びに公益社団法人愛川町シルバー人材センターにおける令和5年度から令和6年度の「シルバー人材センター事業補助金」に係る財務等に関する事務の執行状況について監査を実施いたしました。

5 監査の手続

愛川町監査基準（令和2年監査告示第1号）及び令和7年度監査年間計画等による

6 監査の結果

民生部高齢介護課、公益社団法人愛川町シルバー人材センター
おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。
なお、事務執行上留意すべき事項は、口頭により指導した。

7 意見

はじめに「民生部高齢介護課」についてであります。

シルバー人材センターに交付している補助金額については、令和5年度以降、年々増加しており、本年度の補助金額は960万円となっております。

この補助金額の算定にあたっては、「シルバー人材センター事業補助金交付要綱」に基づき算出しているとのことですが、町においては、限られた財源の中から補助金を交付しておりますことから、補助金額を決定する際には、当該センターの決算額等も十分精査し、今後、補助金額が増大することがないよう要望いたします。

次に「公益社団法人愛川町シルバー人材センター」についてであります。

シルバー人材センターの令和6年度の正味財産期末残高は、

1,603万3,741円で、前年度と比較いたしますと約252万円減少しております。

減少の要因としては、インボイス制度の導入による租税公課費の増などにより、経常費用が経常収益を上回ったため正味財産が減少したとのことでありますが、今後の財政運営が懸念されるところであります。

こうしたことから、持続可能で安定的な運営が図れるよう、経常費用の削減のほか、新規就業機会の開拓や新たな事業収益確保などの取組みと併せて、新規会員の加入促進に、より一層努めていただきたい。